

後期高齢者医療制度のお知らせです

令和2・3年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費等を推計して2年ごとに見直されます。
 長野県における令和2・3年度保険料率は、後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、次のとおり改定することになりました。
 保険料額は6月下旬に決定し、7月以降にお住まいの市町村から決定通知書をお送りします。

均等割額 被保険者一人当たり 40,907円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 × 8.43%	=	年間保険料額 (限度額 64万円 ※1) 100円未満の端数切捨て ※1 令和元年度は62万円でした。
--	---	--	---	--

※1 保険料額は、収入金額や世帯構成により異なります。

保険料率増加抑制のための方策

保険料収納不足や医療費増大による財政不足に備え、都道府県に「財政安定化基金」が設置されています。
 令和2・3年度の保険料率改定に当たり、保険料軽減特例の段階的見直しの影響、一人当たり医療費の高い伸び、一人当たり所得の動向等から、長野県と協議し、財政安定化基金の活用(約10億円の交付)による保険料率の増加抑制を図りました。

左記の対策を講じた結果、均等割額を904円、所得割率を0.13ポイント軽減することができました。

保険料の軽減

● 低所得に係る均等割額の軽減

世帯の被保険者数に乗ずる金額について、5割軽減は「28万5千円」に、2割軽減は「52万円」にそれぞれ上げます。これにより、それぞれの軽減該当条件が拡充します。

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額	軽減割合(軽減後の均等割額)	
	令和2年度	令和3年度
33万円 ※2以下の場合	7.75割軽減 (9,204円/年)	7割軽減 (12,272円/年)
うち、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合	7割軽減 (12,272円/年)	
33万円 ※2 + (28.5万円 ※3 × 世帯の被保険者数) 以下の場合	5割軽減 (20,453円/年)	
33万円 ※2 + (52万円 ※4 × 世帯の被保険者数) 以下の場合	2割軽減 (32,725円/年)	

※2 町県民税の基礎控除額。平成30年度税制改正により、令和3年度から43万円となります。
 ※3 令和元年度は28万円でした。
 ※4 令和元年度は51万円でした。

● 低所得者に係る均等割額の軽減(軽減特例の段階的見直し)

令和元年度から実施されている低所得者に係る均等割軽減特例の見直しにより、世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等を合計した額が33万円以下の場合で、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)に該当する場合は令和2年度から7割軽減、該当しない場合は、令和2年度は7.75割軽減、令和3年度は7割軽減が適用となります。

《お問い合わせ先》

長野県後期高齢者医療広域連合 ☎ 026-229-5320
 または、住民福祉課 国保年金係 ☎ 62-9111

